

令和3年年度滋賀県議会定例会

令和3年9月定例会議議案

(議第 号 別冊)

滋賀県農業・水産業基本計画

目 次

	頁
はじめに.....	1
1 策定の背景.....	1
2 性格.....	1
2 計画期間.....	2
3 計画の構成.....	2
第1章 基本理念.....	2
第2章 目指す2030の姿.....	4
1 共通視点「人」 農業・水産業と関わる「人のすそ野」を拡大する.....	4
2 視点「経済」 経済活動としての農業・水産業の競争力を高める.....	5
3 視点「社会」 豊かな資源を持つ農山漁村を次世代に引き継ぐ.....	5
4 視点「環境」 琵琶湖を中心とする環境を守り、リスクに対応する.....	6
第3章 政策の方向性.....	7
1 目指す2030年の姿と県の施策の一覧図.....	7
2 目指す2030年の姿の詳細と県の具体的施策.....	7
(1) 共通視点「人」 農業・水産業と関わる「人のすそ野」を拡大する.....	7
(2) 視点「経済」 経済活動としての農業・水産業の競争力を高める.....	13
(3) 視点「社会」 豊かな資源を持つ農山漁村を次世代に引き継ぐ.....	22
(4) 視点「環境」 琵琶湖を中心とする環境を守り、リスクに対応する.....	25
第4章 政策の推進方法.....	30
1 県民に対する情報提供.....	30
2 分野別計画等による施策の推進.....	30
3 具体的な手引き書等による施策の推進.....	31
4 試験研究と普及指導活動による施策の推進.....	31
5 他分野との連携による施策の推進.....	32
6 国・市町・関係団体等との連携による施策の推進.....	33

はじめに

1 策定の背景

本県では、平成28年（2016年）3月に「滋賀県農業・水産業基本計画」を策定し、令和2年度（2020年度）を目標年次として、その達成に向けた施策を積極的に推進してきました。

その結果、琵琶湖と共生する農林水産業が「琵琶湖システム」として「日本農業遺産」の認定を受けるとともに、米の食味ランキングで「みずかがみ」「コシヒカリ」が「特A」を取得する等、全国に認められる成果が得られたところです。さらに、担い手の確保、園芸品目や環境こだわり農産物の生産拡大、地域資源を活用した農山漁村の活性化等、今後も継続が必要な施策もあります。

この間、国や本県農業・水産業を取り巻く環境は、人口減少・少子高齢化の一層の進行や、地球温暖化に伴う異常気象や災害の発生、AIやIoT等のICTの技術革新の進展等、大きく変化してきました。

また、国際的な状況に目を向けると、2030年までの持続可能でよりよい社会づくりを目指す国際指標としてのSDGsの普及、パリ協定の発効による地球温暖化に対する脱炭素社会づくり、TPP等の大型経済連携協定の締結・発効による世界市場の開放等、新たな国際社会づくりに向けた様々な動きが進展してきました。

このような国内外の情勢の変化を受けて、国では令和2年（2020年）3月、新たな「食料・農業・農村基本計画」が策定されました。本計画では、食料・農業・農村の持続性を高めながら、農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」を車の両輪として推進し、食料自給率の向上と食料安全保障の確立を図ることが示されました。さらに、令和3年（2021年）5月には、農林水産業の環境負荷低減と生産基盤強化を目指す政策方針「みどりの食料システム戦略」が策定され、2050年までに農林水産業のCO₂排出量の実質ゼロ化や化石燃料を使わない園芸施設への完全移行など地球温暖化防止に向けた目標が掲げられました。

また、本県においては、将来にわたり持続的で発展性のある農業生産の振興を図ることを目的として、農業の生産面に焦点を当てた「持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例」を制定しました（令和3年（2021年）4月施行、愛称“しがの農業みらい条例”）。

加えて、令和2年（2020年）3月頃から世界中に拡大した新型コロナウイルス感染症は、世界・日本の社会・経済情勢、私たちの日常生活、そして本県の農業・水産業においても極めて大きな影響を与え、その影響は今なお続いています。

このような本県農業・水産業を取り巻く状況の変化を踏まえて、今後の本県農業・水産業の中期的な施策の展開方向を示す計画として「滋賀県農業・水産業基本計画」（以下「計画」という。）を策定するものです。

2 性格

本計画は、「滋賀県基本構想」（平成31年（2019年）3月）を上位計画とし、10年後（2030年）の本県農業・水産業が目指す姿を描き、その実現に向かって生産者をはじめとする県民、市町・関係機関等と県とが基本理念を共有し、一緒に取組を進めていくための基本的な方向を示す指針となるものです。

また、計画に基づく取組を進めることにより、SDGsの目標達成に貢献するとともに、「琵琶湖システム」を保全し、その価値や魅力を一層高めます。

3 計画期間

目指す姿は10年後（2030年）を描き、計画期間は、社会・経済情勢の変化や政策を進めるうえでの不確実性等を考慮して、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

4 計画の構成

本計画は、本編（第1～4章）と参考資料で構成しています。

まず、本編第1章で、計画全体を貫く考え方である「基本理念」を定め、第2章で基本理念を念頭に置いた「目指す2030年の姿」を描いています。

第3章「政策の方向性」では、第2章で描いた目指す2030年の姿の詳細と「基本理念」とのつながり、目指す姿の実現に向けた県の具体的施策を示しています。

第4章では、本計画をより効果的・効率的に推進するための「政策の推進方法」を示しています。

参考資料では、社会情勢等の変化とそれによる本県農業・水産業への影響、今後必要とされる取組と具体的施策との関係等、本編（第1～4章）に記述している内容の根拠となる資料と、その他の参考資料を掲載しています。

第1章 基本理念

県民みんなで創る 滋賀の「食と農」を通じた「幸せ」

農業者・漁業者が、滋賀の農畜水産物を育てる・採る「幸せ」。

流通・小売事業者が、滋賀の農畜水産物を消費者へ届ける「幸せ」。

消費者が、滋賀の農畜水産物を選ぶ・食べる「幸せ」。

これらの「幸せ」を生み出す滋賀の農山漁村がある「幸せ」。

私たちの滋賀の「食と農」を通じた「幸せ」は、農業者・漁業者、流通・小売事業者、消費者等、立場の異なる多様な人が「食と農」を通じてつながることで創り出され、私たちに届けられています。

これらの「幸せ」を生み出す滋賀の農山漁村は、県民みんなの貴重な財産であり、滋賀で暮らす私たちの「幸せ」を支えています。

本計画は、県民みんなで創る 滋賀の「食と農」を通じた「幸せ」を基本理念とし、滋賀の農業・水産業が目指す2030年の姿の実現に向けた施策の展開方向を示します。

■ 基本理念の背景

私たちは日常、滋賀の「食と農」を通じた「幸せ」を享受しています。この「幸せ」は、近江米・近江の野菜・近江の茶・近江牛・湖魚等の滋賀の農畜水産物を育てる農業者・採る漁業者、消費者へ届ける流通・小売事業者、選ぶ・食べる消費者等、立場の異なる多様な人の「食と農」を通じたつながりの中で生まれ、私たちに届けられます。

また、これらの農畜水産物を生み出す滋賀の農山漁村は、琵琶湖を中心とした美しい景観、豊かな自然環境、多彩な食文化・伝統文化を1,000年以上にわたって育んできました。この豊かな恵みをもたらしてきた農林水産業のつながりが「琵琶湖システム」として、平成31年

(2019年) 2月に「日本農業遺産」に認定され、国連食糧農業機関 (F A O) が認定する「世界農業遺産」の候補としても認められました。滋賀の農山漁村は、私たち県民みんなが世界に誇る貴重な財産であり、そこに暮らす人をはじめ、様々な人の手によって守り、受け継がれることで、私たちに「食と農」を通じた「幸せ」をもたらしています。

しかし現在、人口減少・少子高齢化が進行しており、特に滋賀の農畜水産物を生み出す農業者・漁業者や、農山漁村で農地・漁場等の保全活動等を通じて農業者・漁業者の取組を直接的に支える人等、農業・水産業に中心的に携わる人の不足が深刻な問題となっています。今後、これらの人がさらに減少していくと、農畜水産物が作り出されなくなり、私たちは県外産や輸入農産物品等の滋賀県産以外の農畜水産物にさらに依存せざるを得なくなります。同時に私たちの財産である滋賀の農山漁村の衰退が進むおそれが高まります。このままでは、私たちの身近にある「食と農」を通じた「幸せ」を享受し続けることができなくなります。

さらに私たちを取り巻く世界は、令和2年(2020年)3月頃から、新型コロナウイルス感染拡大により、経済的・社会的に複雑かつ危機的な状況となりました。私たちはこのコロナ禍の中で、感染により命が脅かされる恐怖に加え、その命を支える食料の流通が途絶えるかもしれないという不安を経験しました。一方で滋賀の農山漁村はこのような非常時でも、私たちの生活の近くにあることで、私たちにいつもと変わることなく農畜水産物を安定して届け続けてくれました。

これらの経験を通じて、私たちは、「地元で農畜水産物が生産されている安心」、「人のつながりの大切さ」、「滋賀の農山漁村が近くにあることの価値・魅力」、といったこれまで感じにくかった3つの「気づき」を得ることができました。これは、「当たり前のことはとても貴重である」という新型コロナウイルス感染症が私たちに示した教訓の一つではないでしょうか。

私たちはコロナ禍の経験から学び、行動を変化させることが必要です。私たちはコロナ禍を経ての3つの気づきから、「地域自給力（つくる力）の向上」、「農業・農村への誘導」、「県産農畜水産物の消費拡大」の取組を進める必要があります。併せて、これらの取組を支える「農業生産基盤の整備」、「琵琶湖を中心とする環境の保全再生」、「異常気象や自然災害発生等のリスクへの対応」の取組を進める必要があります。

今こそ、私たちはこれらの6つの取組を進め、滋賀の「食と農」を通じた「幸せ」の価値・魅力を、私たち県民みんなで創る（評価し、高め、次世代へ継承する）時です。そのためには、農業・水産業が直面する深刻な人の不足等の課題は、農業者・漁業者だけではなく、消費者も含めた私たち県民みんなが当事者意識を持って克服する必要があるのではないのでしょうか。

このような背景から私たちはこの基本理念を定めました。

県民みんなで創る 滋賀の「食と農」を通じた「幸せ」

第2章 目指す2030年の姿

私たちは第1章で示した基本理念を念頭に置き、滋賀の農業・水産業が目指す10年後（2030年）の姿を、「農業・水産業と関わる『人のすそ野』を拡大する」を共通視点として、その上に「経済活動としての農業・水産業の競争力を高める」、「豊かな資源を持つ農山漁村を次世代に引き継ぐ」、「琵琶湖を中心とする環境を守り、リスクに対応する」の、合わせて4つの視点から描きます。

1 共通視点「人」 農業・水産業と関わる「人のすそ野」を拡大する

基本理念に掲げる「食と農」を通じた「幸せ」は、立場の異なる多様な人が「食と農」を通じてつながる中で生まれ、私たちに届けられています。つまり、この「幸せ」は、それぞれの立場から「食と農」に関わり、支える人の存在が必要不可欠です。

そのため、「経済」・「社会」・「環境」の各視点に共通する視点として、農業・水産業と関わる「人のすそ野」を拡大することが必要です。そこで、新たに農業・水産業に従事する者と本県農業・水産業を支える多様な人材が増えるとともに、子どもから大人の全ての世代が、滋賀の農業・水産業を学び・知り、購入・消費し、さらに交流・体験する人が増える、そのような「人のすそ野」が拡大している姿を目指します。

私たちはコロナ禍の中で、農畜水産物が地元で生産されている安心感や、滋賀の農山漁村が私たちの生活の近くにあることの価値・魅力に改めて気づきました。この気づきを契機に流通・小売事業者等が地元の農畜水産物を積極的に取り扱い、コロナ禍で外出自粛が求められる中でも県内の農産物直売所等は賑わい、農業・農村への関心の高まりを示す人の行動へとつながりました。

今後、企業等でのテレワークの進展等による新しい生活様式がさらに浸透していくにつれて、

これまで以上に多様な人が農業・農村に興味と関心を持ち、都市と農村との交流イベントへの参加、SNSでの情報発信、農業・漁業体験や自ら農作業の実践等の新たな行動を始められることが期待されます。

コロナ禍の中で「人のすそ野」は広がりつつありますが、これを非常時の一過性のものとはせず、ウィズコロナ・ポストコロナの時代になっても、子どもや若者、大人の全ての世代において滋賀の農業・水産業のファンであり続け、さらには職業としての農業・水産業を志す人や農業・水産業を支える多様な人材が増えるための取組が必要です。

また、障害や病気のある人を含めた多様な人々が、農業・農作業が持つ多面的機能（心身の健康増進効果等）を活用し、「農」を通じていきいきと暮らし、ともに働き、ともに活動する姿の実現についても、農業と関わる「人のすそ野」を広げるための取組として進めます。

これらの取組を総合的に進めることで、農業・水産業と関わる「人のすそ野」を拡大していきます。その結果、意欲と誇りを持った農業者・漁業者が持続的・安定的に農畜水産物を生産・漁獲し、それらが流通・小売事業者等によって消費者に届けられ、私たちは「食と農」を通じた「幸せ」を享受し続けることができます。

2 視点「経済」 経済活動としての農業・水産業の競争力を高める

私たちは、農業・水産業と関わる「人のすそ野」を拡大し、経済活動として農業・水産業が持続的に発展する力（競争力）が高まっている姿を目指します。

農業者・漁業者には農畜水産物を育て、採る「幸せ」があります。しかし、農業者・漁業者が営みを続けていくためには、育て、採る「幸せ」だけでなく、そのことで十分な収入を確保できる「幸せ」が必要です。

そこで、農業者・漁業者が、消費者等に優先的・継続的に選択され、他の人にも勧めたくなるような品質の高い農畜水産物を安定的に供給するため、経営力の向上に取り組めます。

また、こうした取組が継続される中で、滋賀の農畜水産物は、消費者等から信頼を獲得し、強いブランド力を持つようになるとともに、「モノ消費」の対象としてだけでなく、「コト消費」の対象としての価値が高まることによって「滋賀の幸（さち）」へと昇華され、農業者・漁業者が十分な収入を確保できる「幸せ」を実感できるようになります。

これらの取組を総合的に進めることで、経済活動として農業・水産業が持続的に発展する力が高められます。そして、農業者・漁業者は自らの仕事により一層の自信と誇りを持てるようになり、職業として農業・漁業を志す子どもや若者たちをより多く生み出すことへとつながります。

3 視点「社会」 豊かな資源を持つ農山漁村を次世代に引き継ぐ

私たちは、農業・水産業と関わる「人のすそ野」を拡大し、農山漁村の持つ多面的機能の維持・向上に向けて活動する多くの人を育て、豊かな資源を持つ農山漁村が次世代に引き継がれ

ている姿を目指します。

農山漁村は、農畜水産物の生産だけでなく、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しています。とりわけ滋賀の農山漁村は、琵琶湖を中心とした農業・水産業の営みの中で独自の食文化・伝統文化を育んできました。

農業水利施設や農地等の地域資源は、多面的機能の維持・向上や食文化・伝統文化の継承、持続的・安定的な農業生産のために欠かせません。私たちは、これらの資源を保全し、農山漁村を健全な姿で次世代に引き継ぐことが必要です。

その実現に向け、農業水利施設等の計画的な保全更新や、農地の整備、管理の省力化とともに、水路の泥上げや農道補修等の人の活動に支えられた地域資源の保全管理を推進します。

また、地域資源を活用した地域の活性化や食文化・伝統文化の継承、鳥獣による被害軽減対策等の取組については、これまで活動を担ってきた集落内の一部の住民に加え、次世代の主役となる地域の若者・女性、企業・大学等の多様な主体、人との連携・協働により、新たな視点や意見を取り入れた取組を進めます。

これらの取組を総合的に進めることで、農業水利施設や農地等の地域資源と、人による活動というハードとソフトの両面がそろった農山漁村の「社会」を次世代に引き継ぐことができます。

その結果、農業者はICT等の最新技術の導入等による経営力の向上にチャレンジすることが可能となります。

また、県民みんなにとっては、農業者・漁業者から安定して農畜水産物が提供されることに留まらず、農山漁村が有する多面的機能を心のやすらぎとして持続的に享受できることにもつながります。

4 視点「環境」 琵琶湖を中心とする環境を守り、リスクに対応する

私たちは、農業・水産業と関わる「人のすそ野」を拡大し、農業者・漁業者等の経済活動と両立した琵琶湖を中心とする環境を守り、リスクに対応している姿を目指します。

「人々の暮らしを映す鏡」と言われるように、琵琶湖と農業・水産業との関わりは極めて密接です。「日本農業遺産」に認定された「琵琶湖システム」は、農業と漁業が相互に作用しながら1,000年以上にわたって受け継がれてきた循環型のシステムで、その中で県民みんなは琵琶湖の恵みによる「幸せ」を持続的に享受してきました。

将来にわたり、農業の営みと琵琶湖を取り巻く環境の保全を両立させるためには、農業者は環境こだわり農業の継続や農業濁水の流出防止、農業系廃プラスチックの排出抑制等、琵琶湖等の環境の保全に配慮した農業に取り組むことが必要です。

一方、漁業者は、琵琶湖の水産資源を回復させるために、魚介類の種苗放流や資源管理型漁業を推進するとともに、産卵繁殖や生息環境の改善、外来魚等有害生物の駆除等の漁場環境改善に取り組むことが必要です。

これらの取組を総合的に進めることで、琵琶湖を中心とする環境が守られることとなり、「琵琶湖システム」が次世代にも引き継がれるとともに、農業者は環境と調和のとれた農業生産によって安全で安心な農産物を消費者へ提供でき、漁業者は琵琶湖の恵みの持続的な漁獲と消費者への提供が可能となります。

県民みんなにとっては、安全で安心な県産農畜水産物と琵琶湖の恵みによる「食」が得られる「幸せ」を享受できるとともに、良好に保全された琵琶湖とそれを取り巻く田園風景から、心のやすらぎを享受できます。

農業・水産業は、気候変動による影響を受けやすく、一方でCO₂やメタン等の温室効果ガスの排出源にもなる産業です。また、家畜伝染病や病害虫等の被害もしばしば発生します。そのため、農業者・漁業者が持続的・安定的な営みを確保するためには、他産地も含めた過去の被害の教訓を最大限に活かし、気候変動による異常気象に対応した農畜水産物の生産技術対策、大規模自然災害から農業水利施設等を守る対策、家畜伝染病等への対策等に取り組むことが必要です。併せて、農業・水産業が温室効果ガスの排出削減に取り組むことで本県が推進する「CO₂ネットゼロ社会づくり」に貢献することが必要です。

これらの取組を総合的に進めることで、リスクに対応できることとなり、農業者・漁業者は災害等の発生時でも被害を最小限に食い止め、食料を安定して提供できるようになり、県民みんなは、災害等の発生時でも地元の食料を確保できる「安心」と、農業・水産業に頼もしさを感じられるようになります。

第3章 政策の方向性

- 1 目指す2030年の姿と県の施策の一覧図
- 2 目指す2030年の姿の詳細と県の具体的施策

第2章で描いた目指す2030年の姿の詳細と「基本理念」とのつながり、目指す姿の実現に向けた県の具体的施策を示します。

(1) 共通視点「人」 農業・水産業と関わる「人のすそ野」を拡大する

- 人・1 新規就農者・新規漁業就業者等を確保する

農業・水産業の交流や体験、県産農畜水産物の魅力発信、食育学習等によって滋賀の農業・水産業のファンが増加し、その中から職業としての農業・漁業に従事する人や、本県農業・水産業を支える多様な人材が創り出されています。

この姿が実現されることで、農業者・漁業者は後継者等を確保して将来にわたって営みを継続し、県民みんなは、持続的・安定的に滋賀の「食と農」を通じた「幸せ」を享受し続けられます。

【この目指す姿の実現に向けた県の具体的施策】

将来の本県農業・水産業の中核を担う新規就農者、新規漁業就業者が安心して就農・就

業できるように、就農・就業先に応じた情報提供・相談・研修等の準備段階からの支援を進めます。また、兼業農家・女性・高齢者等、地域の農業・農村を支える多様な人材の確保や、意思決定の場等への女性の参画を図ります。

① 本県農業の中核となる農業者の確保

- ・ 就農希望者に対する就農・就職等に関する情報提供や相談活動の推進
- ・ 就農希望者向けの基礎講座や農業現地ツアー等の就農準備段階での支援
- ・ 農業法人等への就職を促進するためのマッチング機会の充実
- ・ 農業学科設置の高等学校等の教育機関との連携強化 【人・2に再掲】
- ・ 高校生、大学生等に対する農業者による出前講座や現地研修を通じた就農意欲の喚起 【人・2に再掲】
- ・ 大学生等の農業法人でのインターンシップや就農希望者向け短期農業体験の推進 【人・2に再掲】
- ・ 農業大学校における専門技術や経営に関する学習の充実と就農支援
- ・ 農業大学校や先進経営体での就農前研修に対する経済支援
- ・ 「地域農業戦略指針」を活用して地域農業の担い手の確保・育成に関する集落等での話し合いを推進
- ・ 女性農業者等のネットワークの構築に向けた支援
- ・ 法人等における女性の経営参画の推進

② 本県農業・農村を支える多様な人材の確保

- ・ 農業や食に関心のある女性に対する支援
- ・ リモートワーカー等の新たな働き方をする人材の農業での活用推進
- ・ 集落みんなで地域農業を守る集落営農組織（地域貢献型集落営農）の人材確保に向けた支援
- ・ 地域農業振興に係る意思決定の場等への女性の参画促進

③ 新規漁業就業者の確保

- ・ 琵琶湖で働く新しい生き方を支援（漁業の担い手確保）
- ・ 融資および住居や漁船のあっせん等の漁業就業支援
- ・ ICTを活用した漁獲データの収集・解析による漁獲の効率化や技術継承の推進 【経済・1から再掲】

令和7年度（2025年度）を目標とする成果指標

No	指標	単 位	現状値		目標値
			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和7年度 (2025年度)
1	新規就農者数 【経済・1に再掲】	人	304 (H28～30の累計)	404 (H28～R1の累計)	575 (R3～7の累計)
2	農大オープンキャンパス や出前講座等に参加する 高校生・大学生の人数 【人・2に再掲】	人	312	289	400
3	農業委員に占める女性の 割合【経済・1に再掲】	%	13.4	13.2	30.0
4	新規漁業就業者数 【経済・1に再掲】	人	5 (H28～30の累計)	9 (H28～R1の累計)	10 (R3～7の累計)

○ 人・2 滋賀の農業・水産業のファンを拡大する

子ども・若者、大人の全ての世代にわたり、より多くの県民や県外の人が、農業者・漁業者、農畜水産物、農山漁村のことを学び・知り、購入・消費し、さらに交流・体験することにより、滋賀の農業・水産業のファンになっています。

この姿が実現されることで、ファンが農業者・漁業者の生産活動や農山漁村を支え、県民みんなは、新鮮な地元の農畜水産物を選び・食べられる、また体験できる機会が増え、滋賀の「食と農」を通じた「幸せ」をさらに感じられます。

【この目指す姿の実現に向けた県の具体的施策】

全ての世代に対する県産農畜水産物の魅力発信や農業・水産業の交流・体験によって、農業・水産業のファン拡大を推進します。とりわけ、将来の農業・水産業の支え手となりうる子ども・若者世代には、食育・体験学習等に重点を置いた取組を進めます。

① 学校教育を通じた食育・体験学習等の推進による子ども・若者世代のファン拡大

- ・ 「たんぼのこ」等の農業体験や学校給食等を通じ、食や環境こだわり農業をはじめとする本県農業への理解促進 【環境・1に再掲】
- ・ 農業学科設置の高等学校等の教育機関との連携強化 【人・1から再掲】
- ・ 高校生、大学生等に対する農業者による出前講座や現地研修を通じた就農意欲の喚起 【人・1から再掲】
- ・ 大学生等の農業法人でのインターンシップや就農希望者向け短期農業体験の推進 【人・1から再掲】
- ・ 農業農村の多面的機能に関する出前講座等、学習の場の提供

- ・ 学校等における漁業体験学習や魚の放流体験学習等の活性化に対する支援
- ・ 学校給食での県産農畜水産物の利用促進
- ② 県産農畜水産物の魅力発信によるファン拡大
 - ・ 都市部に暮らす消費者等に向けた「食と農」の魅力発信
 - ・ 県内外に向けた、SDGs達成に貢献する環境こだわり農業の魅力発信 【環境・1に再掲】
 - ・ 近江米の新たな食べ方の提案による魅力発信
 - ・ 県産園芸品目や茶の健康・機能性・利便性等の新たな利活用の提案等による魅力発信
 - ・ SNSやクラウドファンディング等を活用した県産農畜水産物の魅力発信
 - ・ 飲食店等におけるフェア、イベント等を活用した県産農畜水産物の魅力発信
- ③ 都市と農村の交流、農業・漁業体験等によるファン拡大
 - ・ 消費者との接点を強化できる摘み取り園や農業体験等、直売所や観光農園等の活性化
 - ・ 市町やJA等による農業体験機会の提供等を通じた滋賀の農業の理解促進
 - ・ 「グリーンツーリズム滋賀」による魅力発信や「本物の田舎体験」を提供する体験型・滞在型ツアーの実施等を通じた都市と農村の交流機会の拡大
 - ・ 棚田の魅力発信等による棚田ボランティアの参加者を増やす取組に対する支援 【社会・2から再掲】
 - ・ 企業や大学、NPO等の多様な主体との連携・協働による地域資源を活用した農村地域の活性化 【社会・2から再掲】
 - ・ ふなずし講習会や漁業体験等の取組の強化 【社会・2から再掲】
 - ・ 消費者や観光客等に向けた湖魚の取扱情報や魅力の発信
 - ・ 河川漁協による釣り教室開催等の遊漁人口を増やす取組に対する支援

令和7年度（2025年度）を目標とする成果指標

No	指標	単位	現状値		目標値
			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和7年度 (2025年度)
2	農大オープンキャンパスや出前講座等に参加する高校生・大学生の人数 【人・1から再掲】	人	312	289	400

5	学校給食での湖魚の年間使用回数	回	7.7	7.2	10
6	滋賀の食材を発信するSNSサイトのフォロワー数	人	—	累計 3,993	累計 10,000
28	棚田ボランティアの年間参加延べ人数 【社会・2から再掲】	人	279	199	490
7	琵琶湖の水産物を食べた人の割合	%	79	73	85

○ 人・3 県産農畜水産物を積極的に取り扱う食品関連事業者を増やす

流通・小売事業者をはじめとする食品関連業者等の多くが、県産農畜水産物の魅力を知り、積極的に取り扱い消費者に届けています。

この姿が実現されることで、農業者・漁業者は、販路が確保されて経営がより安定し、県民みんなは県産農畜水産物を選び・購入する機会が増え、食品関連事業者にとっては消費者に届ける「幸せ」が増えています。

【この目指す姿の実現に向けた県の具体的施策】

県産農畜水産物の登録店制度の推進や、マッチング機会の提供、各種フェアの実施等により、食品関連事業者に対して県産農畜水産物の積極的な取扱いを促進します。

① 県産農畜水産物を取り扱う食品関連事業者の拡大促進

- ・ 直売所等を拠点とした、「滋賀の幸」の多様なサプライチェーンの構築支援 【経済・5に再掲】
- ・ 「おいしが うれしが」キャンペーンや「琵琶湖八珍マイスター」登録制度等による、地産地消を推進する事業者の拡大と取組の活性化 【経済・5に再掲】
- ・ フェアや料理人等の産地訪問等による、首都圏や京阪神の飲食店・ホテル等における「滋賀の幸」の活用促進 【経済・5に再掲】
- ・ 環境こだわり農産物の流通拡大に向け、加工食品等での利用促進
- ・ 「滋賀県農林水産業新ビジネス創造研究会」等を通じ、6次産業化や農商工連携に取り組む事業者との連携の強化 【経済・5に再掲】
- ・ 農産物の生育状況や湖魚の漁獲状況等の産地情報の提供を通じた、農業者・漁業者と食品関連事業者とのマッチングの促進 【経済・5に再掲】
- ・ 漁業組織の販売スキル強化と流通業者との連携による新たな流通の構築 【経済・1に再掲】

令和7年度（2025年度）を目標とする成果指標

No	指標	単 位	現状値		目標値
			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和7年度 (2025年度)
8	「おいしが うれしが」キャンペーン登録事業者数（生産者を除く）	事業者	累計 832	累計 982	累計 1,250
9	琵琶湖八珍マイスター登録件数 【経済・5に再掲】	店舗	累計 220	累計 235	累計 300

○ 人・4 農業・農作業の持つ多面的機能を活かした共生社会をつくる

障害や病気がある人等の多様な人が、農業や農作業の持つ多面的機能の効果を体感できる機会に恵まれ、誰もがいきいきと地域で暮らし、ともに働き、活動する人が増えていきます。

この姿が実現されることで、県民みんなが農業を一つのツールとして自分らしくいきいきと暮らし、ともに働き、ともに活動できる、「農」を通じた「幸せ」を実感しています。

【この目指す姿の実現に向けた県の具体的施策】

多様な担い手づくりとしての農業と障害福祉との連携をはじめとして、医療・介護分野におけるリハビリテーション等としての農作業の導入、子ども食堂等での子どもたちと農業者の交流、特別支援学校における農作業指導の充実等、農業を一つのツールとした「新たな農福連携」の推進を図ります。

① 新たな農福連携の推進

- ・ 農福連携への意識醸成や連携促進に向けた情報発信および「しがの農×福ネットワーク」への参加促進
- ・ 「しがの農×福ネットワーク」における農業者と多様な主体との連携促進
- ・ 地域農業の持続的な発展に向けた農業者と福祉事業者との新たな取組への支援
- ・ 障害者等の活躍の場の拡大を目指した農作業受委託マッチングの推進
- ・ 「しがのふるさと支え合いプロジェクト」による福祉事業者との協働活動の推進

令和7年度（2025年度）を目標とする成果指標

No	指標	単 位	現状値		目標値
			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和7年度 (2025年度)
10	「しがの農×福ネット ワーク」会員数	者	—	累計 22	累計 100
11	農業と福祉の連携によ る新たな取組件数	件	—	累計 20	累計 100

(2) 視点「経済」 経済活動としての農業・水産業の競争力を高める

○ 経済・1 農業・水産業がより魅力ある職業になる

農業者・漁業者が、自らの仕事にやりがいを持ち、子どもや若者たちに自らの仕事を誇らしく語っています。

この姿が実現されることで、農業者・漁業者は自らが選択した職業として農業・水産業を営み、その活躍する姿を見て育った子どもや若者が、職業として農業・水産業を選択するようになっていきます。

その結果、県民みんなは、持続的・安定的に滋賀の農畜水産物を享受できるようになり、「食と農」を通じた「幸せ」を感じ続けられます。

【この目指す姿の実現に向けた県の具体的施策】

人材の育成や経営の多角化、経営農地の集積・集約化や漁業組織の充実・強化、ICT等スマート農業・水産業の導入等、経営力の向上に向けた農業者・漁業者の取組を支援します。

① 人材の育成

- ・ 新規就農者に対する技術経営指導や経営開始初期の経済支援
- ・ 若手農家の経営力向上に向けたスキルアップの促進
- ・ 意欲ある女性農業者の育成と経営参画の推進
- ・ 6次産業化・農商工連携・農福連携等、農業以外の他分野との連携に理解・関心を持つ農業者の育成への支援
- ・ 農業法人における就職就農者の定着率向上に向けた研修等への支援
- ・ 集落営農組織の経営継続に向けた人材育成への支援
- ・ 「地域農業戦略指針」を活用して地域農業の目指す方向について集落等での話し合いを推進

② 経営力の向上

- ・ 機械の自動操舵や施設の環境制御等のスマート農業の導入による経営改善支援

【経済・2に再掲】

- ・ スマート農業に対応した農業水利施設の管理省力化技術の導入 【社会・1から再掲】
- ・ スマート農業が活用できる農業生産基盤の整備 【社会・1から再掲】
- ・ 個別経営や集落営農組織（利益追求型集落営農）の経営の複合化や6次産業化による経営体質の強化支援
- ・ 中小企業診断士等の専門家と連携した経営改善意欲の高い農業経営体に対する支援
- ・ 人・農地プランの実質化や農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化の推進
- ・ 茶業経営の強化に向けた茶園集約等の推進
- ・ ほ場整備等による農地の集積・集約化の推進 【社会・1から再掲】
- ・ 個別経営や集落営農組織間の連携による経営体質の強化支援
- ・ 経営改善等に向けたGAPの実施および取得の支援
- ・ 畜産分野における省力化機械やICTの普及推進 【経済・3から再掲】
- ・ 分野別計画等（第4章参照）における営農類型別の農業経営モデルの提示

③ 産地の強化

- ・ 農地のフル活用のもとで産地の生産力を最大限に引き出し、所得を増大するための生産体制づくりの促進 【経済・2から再掲】
- ・ 生産性の高い大規模施設園芸の導入による新たな農業経営の確立 【経済・2から再掲】

④ 水産業における経営力の向上

- ・ 日々の漁獲量等のデータを電子情報として収集・集計できる体制の構築 【経済・4に再掲】
- ・ 漁業組織の販売スキル強化と流通業者との連携による新たな流通の構築 【人・3から再掲】
- ・ 漁獲量等の情報から主要魚介類の資源状況を速やかに評価できる体制の整備 【経済・4、環境・3に再掲】
- ・ ICTを活用した漁獲データの収集・解析による漁獲の効率化や技術継承の推進 【人・1に再掲】
- ・ 水産業における6次産業化の推進
- ・ 女性の活躍推進や浜の活性化に対する支援
- ・ 漁業団体の組織強化と機能の充実の促進
- ・ 琵琶湖で働く新しい生き方を支援（漁業の担い手のスキル向上）

令和7年度（2025年度）を目標とする成果指標

No	指標	単位	現状値		目標値
			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和7年度 (2025年度)
1	新規就農者数 【人・1から再掲】	人	304 (H28～30の累計)	404 (H28～R 1の累計)	575 (R 3～7の累計)
12	新規就農者の3年後の 定着率（直近3年平均）	%	74 (H28～30)	79 (H29～R 1)	83 (R 5～7)
3	農業委員に占める女性の 割合 【人・1から 再掲】	%	13.4	13.2	30.0
27	農地集積を目標とした ほ場整備（面工事）に 新たに着手する面積 【社会・1から再掲】	ha	累計 177	累計 192	累計 516
13	国際水準GAPの認証 取得数	件	累計 13	累計 21	累計 40
4	新規漁業就業者数 【人・1から再掲】	人	5 (H28～30の累計)	9 (H28～R 1の累計)	10 (R 3～7の累計)

○ 経済・2 需要の変化への確かな対応と新たな需要の開拓や販路拡大に向け、農地・農業技術等をフル活用する

農業者は、変化する消費者の需要を満たすと同時に、潜在的なニーズを引き出せる農産物の生産を目指し、新たな作物や新品種、栽培技術等を積極的に導入しています。

この姿が実現されることで、農業者は育て収穫する「幸せ」をさらに感じると同時に、より高い収益が得られるようになります。県民みんなは、「欲しい、欲しかった県産農産物」をより手軽に購入できる機会が増えることで「幸せ」をより身近に感じられるようになります。

【この目指す姿の実現に向けた県の具体的施策】

農地の有効活用のもと、生産力を最大限に引き出すための新たな作物や栽培技術等を積極的に普及することで需要の変化に柔軟に対応する力強い産地づくりを進めるとともに、需要の開拓につながる滋賀の特色ある農産物の生産や、さらにその生産を支える農地の基盤整備等を推進します。

① 需要の変化に対応する農産物の生産力の向上

- ・ 水田の地力実態に応じた土づくりによる農作物の安定生産技術の取組推進
 - ・ 農地のフル活用のもとで産地の生産力を最大限に引き出し、所得を増大するための生産体制づくりの促進 【経済・1に再掲】
 - ・ 優れた食味と品質を有する家庭用向け品種や多くの収量が期待できる業務用向け品種等、用途・品種ごとの需要の変化に対応した事前契約に基づく米づくりの促進
 - ・ 国産への期待が高まる麦・大豆の収量と品質の高位安定化に向け、団地化による土地利用等、滋賀の強みを活かした本作化の推進
 - ・ 多収性等の品種特性を利用した非主食用米（飼料用米・輸出用米等）の効果的な導入と低コスト生産技術等の普及
 - ・ 複年ローテーション等の園芸作物の栽培に適した新たな水田活用の推進
 - ・ 国産需要を取り込むための契約栽培を中心とした野菜産地の育成
 - ・ 生産性の高い大規模施設園芸による競争力の強化
 - ・ 直売所等における県産果樹の需要拡大に対応する水田での果樹生産の推進
 - ・ 大規模花き生産者の育成による安定した花き供給体制の確立
 - ・ 茶工場の集約化による大型需要への対応と高品質化
 - ・ 多様な人材が支える直売所等の地産地消に向けた少量多品目生産の推進
 - ・ 定時・定量・定品質が求められる加工業務用野菜の需要確保に向けた集出荷体制の検討
- ② 新たな作物や栽培技術等の積極的な導入
- ・ 機械の自動操舵や施設の環境制御等のスマート農業の導入による経営改善支援 【経済・1から再掲】
 - ・ 条件不利地等を活用した需要のある花木等の生産推進
 - ・ 新技術を活用した水田での果樹生産の推進
 - ・ 生産性の高い大規模施設園芸の導入による新たな農業経営の確立 【経済・1に再掲】
 - ・ 施設園芸に取り組む新規就農者の経営安定に向けた技術習得支援
- ③ 需要の開拓につながる滋賀の特色ある農産物の生産と新品種の育成
- ・ 「みずかがみ」・「コシヒカリ」の家庭における消費拡大を目的とした食味ランキングでの継続的な「特A」取得や、消費者に支持される環境こだわり米等の特色ある米の安定生産と供給による産地の信頼の向上 【経済・5に再掲】
 - ・ 新たな需要を開拓する主食用米や酒米の品種の育成と普及
 - ・ パン用等の新たな用途に適した小麦の品種の選定と普及
 - ・ 琵琶湖の水質保全、地球温暖化防止、生物多様性に資する環境こだわり農産物の生産拡大 【環境・1から再掲】
 - ・ 安定生産・省力化技術体系の確立・普及によるオーガニック農産物（特に米・茶）

の生産の拡大

- ・ オーガニック等の特徴ある茶の生産拡大による茶産地の競争力の強化
- ・ 生きものにもやさしい「魚のゆりかご水田米」の生産拡大
- ・ そばや伝統野菜等の地域の資源を活かした生産の推進
- ・ 本県で育成したイチゴ新品種をはじめ、新たな品目の開発と販路開拓の促進 【経済・5に再掲】

④ 農業水利施設や農地等の農業生産基盤の整備

- ・ 農地のフル活用に資するための農業水利施設の整備・更新 【社会・1から再掲】
- ・ 農地のフル活用に資するための農地の基盤整備 【社会・1から再掲】
- ・ 土地改良区の体制を強化し、農業を支える農業水利施設の保全管理を推進 【社会・1から再掲】
- ・ スマート農業に対応した農業水利施設の管理省力化技術の導入 【社会・1から再掲】
- ・ スマート農業が活用できる農業生産基盤の整備 【社会・1から再掲】
- ・ スマート農業に適した基盤が整備された地域に、GNSS基地局等の先進的技術を導入し、効率的な営農を展開し地域の収益力を向上させる施策の推進 【社会・1から再掲】

令和7年度（2025年度）を目標とする成果指標

No	指標	単 位	現状値		目標値
			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和7年度 (2025年度)
14	園芸特産品目の産出額 (野菜・果樹・花き・茶)	億 円	141	133	165 (R 6)
15	全国の主食用米需要量 に占める近江米のシェア (直近3年平均)	%	2.13 (H27~29)	2.10 (H28~30)	2.19 (R 4~6)
16	新たな需要を切り拓く とともに、気候変動に 適応する水稻新品種の 育成数【環境・3に再 掲】	品 種	0	0	1

17	麦の単収（4麦）	kg/ 10a	284	332	360
18	大豆の単収	kg/ 10a	66	117	200
19	食味ランキングでの「特A」取得品種数（コシヒカリ、みずかがみ）	品 種	0	2	2

○ 経済・3 近江牛をはじめとした畜産物を持続可能な形で安定生産する

畜産業者は、地域内で作られた飼料や、人・施設等の資源を、家畜を通して有効に活用するとともに、家畜ふんを堆肥として地域に還元しながら、畜産物を持続可能な形で安定生産しています。

この姿が実現されることで、畜産業者は人のつながりや環境を大切にしながら、畜産業を営むことに「幸せ」を感じ、県民みんなは、近江牛をはじめとする地元の畜産物による「食」を通じた「幸せ」を享受し続けられます。

【この目指す姿の実現に向けた県の具体的施策】

キャトル・ステーションを核として、酪農・肉用牛の生産基盤強化を図ります。加えて、耕種農家との連携による、家畜ふん堆肥の有効利用、自給飼料の生産を推進し、畜産物の持続可能な安定生産へ向けた取組を進めます。

① 食肉・鶏卵・牛乳等の畜産物の持続可能な安定生産へ向けた取組

- ・ 畜産クラスター等の取組による地域関係者の連携推進
- ・ 肉用牛繁殖基盤を強化し、地域内一貫生産体制の確立による和牛子牛の県内安定確保
- ・ キャトル・ステーションやコントラクター等の外部組織の活用推進
- ・ 新鮮で良質な生乳を安定的に生産し、学校給食用牛乳をはじめ、消費者に安全・安心な県産牛乳を供給
- ・ 多様化する消費者ニーズに対応した畜産物の生産の推進
- ・ 畜産分野における省力化機械やICTの普及推進 【経済・1に再掲】

② 家畜ふん堆肥の有機資源としての有効活用と耕畜連携による飼料づくり

- ・ 耕畜連携による飼料用稲わらの収集と家畜排せつ物の利活用推進 【環境・1に再掲】
- ・ ペレット化等により堆肥の広域流通を促進し、土づくりの取組を推進 【環境・1に再掲】
- ・ 自給飼料生産や飼料用米活用等、飼料自給率の向上を推進

令和7年度（2025年度）を目標とする成果指標

No	指標	単 位	現状値		目標値
			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和7年度 (2025年度)
20	和牛子牛の生産頭数	頭	1,439	1,501	1,960
21	家畜ふん堆肥の耕種農 家の年間利用量 【環 境・1に再掲】	千 ト ン	77	79	85

○ 経済・4 儲かる漁業を実現し、琵琶湖漁業を継続する

漁業者は、限られた水産資源を自ら管理するとともに、有効かつ持続的に活用することで、儲かる漁業が実現し、さらに養殖業や水産加工業を含む水産業全体が潤うことにより、琵琶湖ならではの漁業を発展的に継続しています。

この姿が実現されることで、漁業者は琵琶湖の恵みを継続的に漁獲する営みの「幸せ」を感じ、県民みんなは、唯一無二である琵琶湖の恵みによる「食」を通じた「幸せ」を享受し続けられます。

【この目指す姿の実現に向けた県の具体的施策】

琵琶湖の生産力を最大限に活用するため、漁業者自らが琵琶湖の限られた水産資源を管理し、有効かつ持続的に利用する取組を支援するほか、水産資源を維持・増大する取組を推進します。

① 水産資源の管理と持続的利用の推進

- ・ 日々の漁獲量等のデータを電子情報として収集・集計できる体制の構築 【経済・1から再掲】
- ・ 漁獲量等の情報から主要魚介類の資源状況を速やかに評価できる体制の整備 【経済・1から再掲】
- ・ 日々の漁獲量等の電子情報をもとにした迅速な資源管理型漁業の実践
- ・ 資源管理型漁業の取組と連携した種苗放流等の実践
- ・ 漁業の効率化に寄与する許認可制度および普及指導施策の展開
- ・ 琵琶湖産アユ、ビワマス、淡水真珠等、本県ならではの養殖業の振興
- ・ 本県水産物の魅力や付加価値の向上、流通促進につながる商品開発や水産加工の高度化の促進

令和7年度（2025年度）を目標とする成果指標

No	指標	単 位	現状値		目標値
			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和7年度 (2025年度)
22	琵琶湖の漁獲量（外来魚除く）	トン	770	811	900（R6）

○ 経済・5 近江米、近江牛、近江の野菜、近江の茶、湖魚等の「滋賀の幸」のブランド力を高め、消費を拡大する

農業者・漁業者は、消費者や食品関連事業者等の期待に応え続けることによって確固とした信頼関係を築きあげ、強いブランド力を有する「滋賀の幸」を創っています。

この姿が実現されることで、農業者・漁業者は自らの仕事に一層の誇りを持ち、より高い収益を得ることができるようになります。また、消費者や食品関連事業者等は、欲しい・欲しかった「滋賀の幸」を手に入れることが可能となるだけでなく「滋賀の幸」を他者へも薦めるようになり、消費の拡大へとつながります。

【この目指す姿の実現に向けた県の具体的施策】

作付面積率日本一を誇る環境こだわり農産物、「世界農業遺産」への認定といった他県にない特徴にさらに磨きをかけ、「滋賀の幸」の付加価値の向上を図ります。また、地産地消を強化するとともに、首都圏や海外における販路の開拓・拡大を進めるため、「滋賀の幸」の魅力発信やPR活動を展開し、消費の拡大を促進します。

① 「滋賀の幸」の付加価値の向上

- ・ 環境こだわり米の「みずかがみ」・「コシヒカリ」や、象徴となる「滋賀県産オーガニック農産物」（特に米・茶）、「魚のゆりかご水田米」の情報発信を強化し、環境こだわり農産物全体のブランドイメージや認知度の向上
- ・ 琵琶湖と共生する農林水産業「琵琶湖システム」の「世界農業遺産」認定に向けた取組を通じ、本県の農山漁村や「滋賀の幸」の魅力と価値に関する情報発信を推進
- ・ 地理的表示（GI）や商標の登録等、「滋賀の幸」のブランド力向上に資する取組に対する支援
- ・ 専門家派遣や普及活動等を通じた農業・水産業者の6次産業化や農商工連携の取組の推進
- ・ 「みずかがみ」・「コシヒカリ」の家庭における消費拡大を目的とした食味ランキングでの継続的な「特A」取得や、消費者に支持される環境こだわり米等の特色ある米の安定生産と供給による産地の信頼の向上 【経済・2から再掲】
- ・ 地理的表示（GI）として登録された「近江牛」の魅力を県内外に発信するとともに、県産地鶏「近江しゃも」をはじめとした本県畜産物のブランド力の強化

- ・ 「琵琶湖八珍」等の琵琶湖の恵み・琵琶湖産アユ・養殖ビワマス「びわサーモン」
- ・ 琵琶湖産淡水真珠等の消費者へのPRを通じ、本県水産物のイメージ向上・定着の促進
- ② 地産地消の強化と首都圏や海外における販路の開拓・拡大
 - ・ 直売所等を拠点とした、「滋賀の幸」の多様なサプライチェーンの構築支援 【人・3から再掲】
 - ・ 生産者・漁業者が行う、ICT等を活用した新たな流通・販路開拓の取組に対する支援
 - ・ フェアや料理人等の産地訪問等による、首都圏や京阪神の飲食店・ホテル等における「滋賀の幸」の活用促進 【人・3から再掲】
 - ・ 関係機関と連携し、生産者の輸出力を高めるとともに、「滋賀の幸」の海外における販路開拓を推進
 - ・ 農産物の生育状況や湖魚の漁獲状況等の産地情報の提供を通じた、農業者・漁業者と食品関連事業者とのマッチングの促進 【人・3から再掲】
 - ・ 「滋賀県農林水産業新ビジネス創造研究会」等を通じ、6次産業化や農商工連携に取り組む事業者との連携の強化 【人・3から再掲】
 - ・ 本県で育成したイチゴ新品種をはじめ、新たな品目の開発と販路開拓の促進 【経済・2から再掲】
- ③ 「滋賀の幸」の魅力発信やPR活動を通じた販売促進・消費拡大
 - ・ ホームページやSNS、イベント等を活用した消費者目線での「滋賀の幸」の総合的な情報発信
 - ・ 「おいしが うれしが」キャンペーンや「琵琶湖八珍マイスター」登録制度による、地産地消を推進する事業者の拡大と取組の活性化 【人・3から再掲】
 - ・ 県内市場の市場機能の活性化による流通の促進
 - ・ 近江米や県産野菜等の消費拡大運動の展開等により、「滋賀の幸」の消費拡大を推進

令和7年度（2025年度）を目標とする成果指標

No	指標	単位	現状値		目標値
			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和7年度 (2025年度)
23	「おいしが うれしが」キャンペーン登録店舗数（首都圏）	店舗	累計 100	累計 107	累計 135

24	オーガニック農業（水稲）取組面積	ha	131	133	345
25	近江牛の飼養頭数	頭	14,016	14,411	16,300
9	琵琶湖八珍マイスター登録件数【人・3から再掲】	店舗	累計 220	累計 235	累計 300

(3) 視点「社会」 豊かな資源を持つ農山漁村を次世代に引き継ぐ

- 社会・1 農業水利施設や農地等の農業生産における基礎的な資源を次世代に引き継ぐ
農業生産における基礎的な資源である農業水利施設や農地等の農業生産基盤が適切に保全され、次世代に活用可能な形で引き継がれています。

この姿が実現されることで、農業者は持続的に農業生産に取り組めるとともに、作業の効率化等により経営力の向上に向けたチャレンジが可能となります。また、県民みんなは、農業者から将来にわたって安定して農産物が提供されることで「食」を通じた「幸せ」を享受し続けられます。

【この目指す姿の実現に向けた県の具体的施策】

農業水利施設の効率的かつ計画的な保全更新対策や、ICT等の最新技術の導入や農業者による経営力の向上に向けた取組に活用できる農地の基盤整備・水管理技術の導入を推進します。

① 農業水利施設や農地等の農業生産基盤の整備

- ・ 農業水利施設のアセットマネジメントの推進
- ・ 5G等の通信環境の整備やICT・AI技術、ドローン等を活用した農業水利施設の管理省力化技術の導入
- ・ スマート農業に対応した農業水利施設の管理省力化技術の導入 【経済・1、経済・2に再掲】
- ・ 農地のフル活用に資するための農業水利施設の整備・更新 【経済・2に再掲】
- ・ 土地改良区の体制を強化し、農業を支える農業水利施設の保全管理を推進 【経済・2に再掲】
- ・ スマート農業が活用できる農業生産基盤の整備 【経済・1、経済・2に再掲】
- ・ ほ場整備等による農地の集積・集約化の推進 【経済・1に再掲】
- ・ 農地のフル活用に資するための農地の基盤整備 【経済・2に再掲】
- ・ スマート農業に適した基盤が整備された地域に、GNSS基地局等の先進的技術を導入し、効率的な営農を展開し地域の収益力を向上させる施策の推進 【経済・2に再掲】

- ・ 農道・集落道や農業集落排水施設の整備等を通して、人々が住みやすい農村の環境づくりを推進 【社会・2に再掲】

令和7年度（2025年度）を目標とする成果指標

No	指標	単 位	現状値		目標値
			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和7年度 (2025年度)
26	農業水利施設の保全更新により用水の安定供給を確保する農地面積	ha	累計 17,486	累計 18,520	累計 36,697
27	農地集積を目標としたほ場整備（面工事）に新たに着手する面積 【経済・1に再掲】	ha	累計 177	累計 192	累計 516

- 社会・2 集落の力と多様な主体との連携・協働により農山漁村の持つ多面的価値を次世代に引き継ぐ

これまで農山漁村の活動を担ってきた集落内の人に加え、地域の若者や女性の参画、企業・大学等の多様な主体との連携・協働によって、新たな視点や意見を取り入れられる機会が増え、農山漁村の持つ多面的価値が次世代に引き継がれています。

この姿が実現されることで、農山漁村の魅力の掘り起こし・磨き上げ・発信・交流等が進み、集落や新たなコミュニティの維持・強化が図られています。その力に支えられた良好な環境の中で、農業者・漁業者は生産活動に取り組むことができ、県民みんなは、農山漁村の持つ多面的機能を心のやすらぎとして享受し続けられます。

【この目指す姿の実現に向けた県の具体的施策】

農業生産基盤や農村環境の整備、漁場保全等、農業・水産業が継続し、誰もが定住できる環境を整えるとともに、若い世代の参画をはじめ企業や大学等の多様な主体との連携により、農山漁村の持つ多面的価値を次世代に継承する取組を支援します。

① 安心して住み続けられる農山漁村の整備

- ・ 農業生産基盤の整備
- ・ 農道・集落道や農業集落排水施設の整備等を通して、人々が住みやすい農村の環境づくりを推進 【社会・1から再掲】

② 集落の話し合いに基づく将来ビジョンの策定や体制整備

- ・ 「地域農業戦略指針」に基づく話し合いの推進を通じ、若い世代（次世代）が参画し易い合意形成場面、手段の提案と中山間地域の集落戦略等の新たな集落のビジョン

の作成

- ・ 棚田地域振興法に基づく指定棚田地域の協議会への活動計画の作成支援
- ・ 「中山間地域振興の手引き」を活用した話し合いに基づく中山間地域の活性化
- ③ 多様な主体が連携・協働した地域資源の保全・活用
 - ・ 企業や大学、NPO等の多様な主体との連携・協働による地域資源を活用した農村地域の活性化 【人・2に再掲】
 - ・ 棚田の魅力発信等による棚田ボランティアの参加者を増やす取組に対する支援 【人・2に再掲】
 - ・ 半農半Xも含めた多様な人材を活用した農業・農村の維持・活性化
 - ・ 集落内外の組織や非農家の住民との更なる連携、活動組織の広域化等を図りながら地域資源の共同保全活動を支援する「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」の推進
 - ・ ICT等を活用した農地・水路等の保全に係る省力化技術の導入
 - ・ 耕作放棄地の発生を防止し、農業生産活動の継続を支援する「中山間地域等直接支払制度」の推進
- ④ 農作物の鳥獣被害を少なくする取組の推進
 - ・ 野生獣の侵入防止柵の設置等の支援 【環境・1に再掲】
 - ・ 地域リーダー等の育成支援や県獣害アドバイザーの資質向上および活動の支援等による集落ぐるみ対策の推進 【環境・1に再掲】
 - ・ 侵入防止柵の機能性向上や追い払い活動と組み合わせた計画的な個体数調整（捕獲）の実践 【環境・1に再掲】
- ⑤ 漁村の多面的価値の次世代への継承
 - ・ ふなずし講習会や漁業体験等の取組の強化 【人・2に再掲】
 - ・ 漁業者による漁場環境保全、植林活動、講習会開催への支援 【環境・2から再掲】

令和7年度（2025年度）を目標とする成果指標

No	指標	単 位	現状値		目標値
			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和7年度 (2025年度)
28	棚田ボランティアの年間参加延べ人数 【人・2に再掲】	人	279	199	490

29	世代をつなぐ農村まると保全向上対策での広域化組織による取組面積割合	%	44	44	60
30	農山村の活性化に向けた多様な主体との協働活動実施地区数	地区	累計 4	累計 8	累計 33
31	主な野生獣による農作物被害金額 【環境・1に再掲】	百万円	113	111	100以下
32	ふなずし講習会参加者数	人	627	686	850

(4) 視点「環境」 琵琶湖を中心とする環境を守り、リスクに対応する

○ 環境・1 農業の営みと琵琶湖を中心とする環境の保全を両立する

農業者は環境こだわり農業の継続等により、農業の営みと、琵琶湖を中心とする環境の保全とを両立しています。

この姿が実現されることで、農業者は、環境と調和のとれた農業生産活動の実践によって、農業が本来有する自然循環機能を高めることができるとともに、漁業者は、琵琶湖の恵みを持続的に漁獲できるようになります。

県民みんなは、より安全で安心な県産農畜水産物を手に入れることができる「幸せ」と、良好に保全された琵琶湖とそれを取り巻く田園風景から、心のやすらぎを享受し続けられます。

【この目指す姿の実現に向けた県の具体的施策】

環境こだわり農業の更なる推進をはじめ、農業濁水の流出防止や農業系廃プラスチックの排出抑制に関する啓発と技術の普及を推進し、生産者と消費者がともに琵琶湖の環境を保全する取組を進めます。

① 環境こだわり農業の推進

- ・ 琵琶湖の水質保全、地球温暖化防止、生物多様性に資する環境こだわり農産物の生産拡大 【経済・2に再掲】
- ・ 農業者が取り組みやすい環境負荷削減技術の開発・普及による生産の安定化
- ・ 環境こだわり農業の象徴となるオーガニック農業を推進
- ・ 「たんぼのこ」等の農業体験や学校給食等を通じ、食や環境こだわり農業をはじめとする本県農業への理解促進 【人・2から再掲】

- ・ 県内外に向けた、SDGs達成に貢献する環境こだわり農業の魅力発信 【人・2から再掲】
 - ・ 「魚のゆりかご水田」をはじめとする豊かな生きものを育む水田の普及拡大
 - ・ 耕畜連携による飼料用稲わらの収集と家畜排せつ物の利活用推進 【経済・3から再掲】
 - ・ ペレット化等により堆肥の広域流通を促進し、土づくりの取組を推進 【経済・3から再掲】
- ② 農業濁水対策の推進
- ・ 自動直進田植機をはじめとしたICT等を用いた農業排水対策技術の開発と普及
 - ・ 農業排水の循環利用への取組に対する支援や水質浄化施設整備の推進
 - ・ 農業排水の環境負荷低減に向けた普及啓発
- ③ 農業系廃プラスチック削減対策の推進
- ・ 被覆肥料の被膜殻流出の実態把握とその防止対策技術の推進
 - ・ 農業者による農業系廃プラスチックの適切な処理にかかる普及啓発
 - ・ プラスチック被覆殻が発生しない緩効性肥料の活用
- ④ 農作物の鳥獣被害を少なくする取組の推進
- ・ 野生獣の侵入防止柵の設置等の支援 【社会・2から再掲】
 - ・ 地域リーダー等の育成支援や県獣害アドバイザーの資質向上および活動の支援等による集落ぐるみ対策の推進 【社会・2から再掲】
 - ・ 侵入防止柵の機能性向上や追い払い活動と組み合わせた計画的な個体数調整（捕獲）の実践 【社会・2から再掲】

令和7年度（2025年度）を目標とする成果指標

No	指標	単 位	現状値		目標値 令和7年度 (2025年度)
			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	
33	環境こだわり米の作付 面積割合	%	44	44	50
34	水稻栽培におけるプラ スチックを利用しない 緩効性肥料の施用面積	ha	800	800	2,000
21	家畜ふん堆肥の耕種農 家の年間利用量 【経 済・3から再掲】	千 ト ン	77	79	85

35	循環かんがい施設の排水集水農地面積および水管理施設の更新整備を実施した受益農地面積	ha	累計 740	累計 1,770	累計 2,980
31	主な野生獣による農作物被害金額 【社会・2から再掲】	百万円	113	111	100以下

○ 環境・2 琵琶湖を中心とする環境の保全再生を進め、健全な循環のもと水産資源を回復させる

魚介類をはじめとする生物や栄養塩等の健全な循環に支えられた琵琶湖や、生態系と生物多様性に配慮された河川で豊かな水産資源が回復しています。

この姿が実現されることで、漁業者は琵琶湖の恵みを持続的かつ安定的に漁獲できるようになります。県民みんなは、琵琶湖の水産物による「食」を通じた「幸せ」とともに、琵琶湖の自然豊かな風景や、遊漁等の河川レクリエーションを通じた心のやすらぎを享受し続けられます。

【この目指す姿の実現に向けた県の具体的施策】

魚介類の種苗放流、産卵繁殖場の造成や保全、湖底環境の改善、外来魚等有害生物の駆除、漁業者等による漁場環境改善、河川漁場の保全の取組を推進します。

① 漁場環境改善の取組の推進

- ・ 重要魚介類（環境保全に役立つ魚種を含む）の種苗放流
- ・ 外来魚やカワウ等の有害生物駆除の推進
- ・ 魚介類の産卵繁殖や生息場所となる水ヨシ帯や砂地の造成（基盤整備）
- ・ 水草除去や窪地の埋め戻しによる湖底環境改善
- ・ 漁業者からの漁場環境に関する情報の共有に基づく漁場環境改善に向けた施策の取組推進
- ・ 漁業者による漁場環境保全、植林活動、講習会開催への支援 【社会・2に再掲】
- ・ 水産資源の変動要因の解明と、効果的資源回復技術の開発
- ・ 河川漁場の保全活動の促進

令和7年度（2025年度）を目標とする成果指標

No	指標	単 位	現状値		目標値
			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和7年度 (2025年度)
36	冬季ニゴロブナ当歳魚 資源尾数	万 尾	199	308	700
37	外来魚生息量	ト ン	508 (H29年度末)	432 (H30年度末)	300 (R7年度末)

○ 環境・3 気候変動による自然災害等のリスクに対応する

農業者等は、近年の気候変動や大規模な自然災害、農作物の病害虫や家畜伝染病、魚病等に対し、過去の被害の教訓を最大限に活かしたハード対策とソフト対策を組み合わせ、その被害を最小限に食い止めています。併せて、温室効果ガスの排出削減対策を行っています。

この姿が実現されることで、農業者・漁業者は災害等に適応し、食料を安定供給し、かつ温室効果ガスを削減しています。県民みんなは、災害等の発生時でも地元産の食料を確保できる「安心」と、滋賀の農業・水産業に頼もしさを感じられます。

【この目指す姿の実現に向けた県の具体的施策】

「みどりの食料システム戦略」を踏まえながら、異常気象に対応した農畜水産物の生産技術対策、大規模自然災害から農業水利施設等を守る対策の強化、家畜伝染病等への対策の徹底等と併せ、温室効果ガスの排出を削減する緩和策の取組を推進し、農業・水産業における「CO₂ネットゼロ社会づくり」への貢献を進めます。また、漁業者向けのセーフティーネットの構築や効率的な増殖技術の開発を進めます。

① 気候変動への対応

(緩和策)

- ・ 環境こだわり農業をはじめとする温室効果ガスの排出量がより少ない農業の推進
- ・ 地産地消の推進による農畜水産物輸送エネルギーの削減
- ・ 農業水利施設を活用した再生可能エネルギーの推進

(適応策)

- ・ 高温等に対応した水稻の生育診断技術の高度化と栽培管理の実践体制の強化
- ・ 台風等のリスク回避に向けたパイプハウス等の強靱化の推進
- ・ 高温等の影響を受けにくい農作物の栽培技術の開発や水稻品種の育成と小麦・大豆の品種の選定・普及
- ・ 気候変動条件下における最新の水田の地力実態の把握と土づくり等の安定生産技術の取組推進

- ・ 暑熱対策や快適性に配慮した家畜の飼養管理技術の推進
- ② 植物防疫対策
 - ・ ICTを活用した病虫害発生予察の高度化とその活用
 - ・ 難防除病虫害のPCR検定等を活用した診断・防除技術の開発
 - ・ スクミリンゴガイ等の被害防止対策やナガエツルノゲイトウをはじめとする外来植物の防除対策の推進
- ③ 農業用ダム・ため池等の防災減災対策
 - ・ 農業用ダムの洪水調節機能の強化
 - ・ 農業用ため池（廃池を含む）、排水路等の整備の推進
 - ・ 農業用ため池のハザードマップ作成支援や劣化・地震・豪雨調査の促進
 - ・ 農業用ため池に係る相談対応や適正な保全・管理のための支援
- ④ 家畜伝染病の発生予防およびまん延防止対策
 - ・ 高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病対策の推進
 - ・ 飼養衛生管理基準遵守の徹底
- ⑤ 水産業へのリスク軽減対策
 - ・ 漁業セーフティネットの構築（漁業共済等）の推進
 - ・ 自然災害後の漁場や漁業施設の復旧に対する支援
 - ・ 琵琶湖定期観測等による漁場環境の把握
 - ・ 漁獲量等の情報から主要魚介類の資源状況を速やかに評価できる体制の整備 【経済・1から再掲】
 - ・ 気候変動や自然災害発生時に対応した効果的増殖対策の検討
 - ・ 魚病発生状況の把握および薬事指導の推進
- ⑥ 流通リスクへの対策
 - ・ 市場等におけるリスク対応の検討等による食品の安定流通の確保

令和7年度(2025年度)を目標とする成果指標

No	指標	単位	現状値		目標値
			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和7年度 (2025年度)
38	滋賀県産米（うるち玄米）の1等米比率	%	66.2 (全国平均80.3)	55.7 (全国平均73.0)	全国平均以上

16	新たな需要を切り拓くとともに、気候変動に 適応する水稲新品種の 育成数【経済・2から 再掲】	品 種	0	0	1
39	特定家畜伝染病の発生 件数	件	1	発生なし	発生なし
40	9月生まれのアユ仔魚 の最低必要数	億 尾	29.4	49.2	27
41	洪水調節機能強化に向 けた取組を実施する農 業用ダム数	ダ ム	0	0	4
42	防災重点ため池に係る 劣化・地震・豪雨評価 の実施割合	%	18	23	90

第4章 政策の推進方法

1 県民に対する情報提供

基本理念 県民みんなで創る 滋賀の「食と農」を通じた「幸せ」を念頭に置いた「目指す2030年の姿」の実現に向け、県民みんなが共有し、共感できる計画となるように周知します。

さらに、本県農業・水産業に関する情報をタイムリーに発信し、本県農業・水産業に対する県民の関心、理解が深まるように努めます。

2 分野別計画等による施策の推進

「目指す2030年の姿」の実現に向け、県や関係機関等との連携により策定する以下の分野別計画等の中で、より具体的な県の取組を示し、効果的に施策を推進します。

(1) 農業の担い手

- ・ 滋賀県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針

(2) 農業生産

- ・ 近江米生産・流通ビジョン
- ・ 近江の野菜生産振興指針
- ・ 花き生産振興方針
- ・ 滋賀県果樹農業振興計画
- ・ 「近江の茶」生産振興方針

- ・ 滋賀県都市農業振興計画
- ・ 滋賀県農業振興地域整備基本方針
- (3) 畜産
 - ・ 滋賀県酪農・肉用牛生産近代化計画
 - ・ 「近江牛」ブランド・販売戦略
 - ・ 家畜排せつ物の利用の促進を図るための県計画
- (4) 生産基盤
 - ・ 滋賀県農業水利施設アセットマネジメント中長期計画
- (5) 消費・流通
 - ・ しがの農畜水産物マーケティング戦略
- (6) 環境
 - ・ 滋賀県環境こだわり農業推進基本計画
 - ・ 滋賀県農業・水産業温暖化対策行動計画
- (7) 水産業
 - ・ 水産動物の種苗の生産および放流ならびに水産動物の育成に関する基本計画（栽培基本計画）
 - ・ 滋賀県内水面漁業振興計画
 - ・ 滋賀県淡水真珠振興計画
- (8) 農村の資源
 - ・ 滋賀県ため池中長期整備計画
 - ・ 滋賀県棚田地域振興計画

3 具体的な手引書等による施策の推進

「目指す2030年の姿」の実現に向け、以下の手引書（マニュアル）等により、県や関係機関等と連携し、効果的に施策を推進します。

- ・ 地域農業戦略指針
- ・ 稲作技術指導指針
- ・ 売れる麦・大豆づくりに向けての指針
- ・ 滋賀県農畜水産物の輸出サポートガイド
- ・ 中山間地域振興の手引き

4 試験研究と普及指導活動による施策の推進

(1) 試験研究の推進

「目指す2030年の姿」の実現に向け、具体的施策の推進に技術面での確に対応するため、「試験研究推進計画」を策定し、試験研究の重点化を図り、計画的に試験研究を推進しま

す。

また、農業・水産業による「CO₂ネットゼロ社会づくり」への貢献に向けた基盤となる研究等、未来の滋賀県農業・水産業の礎を創る試験研究課題に取り組み、その成果を次期5年間の計画策定の基礎資料として活用していきます。

(2) 普及指導活動の推進

「目指す2030年の姿」の実現に向け、具体的施策を生産現場で着実に推進するため、協同農業普及事業の基本的な考え方と活動方法を明確にする「協同農業普及事業の実施に関する方針」を定め、効果的な普及指導活動を実施します。

5 他分野との連携による施策の推進

「目指す2030年の姿」の実現に向け、移住・関係人口の創出、教育、商工・観光、森林・林業、環境等の農政水産以外の他分野との連携を深め、効果的に施策を推進します。

(1) 共通視点「人」 農業・水産業と関わる「人のすそ野」を拡大する

新規就農者・新規漁業就業者等の確保、農作業・漁業体験の推進、都市と農村の交流の推進、首都圏等での滋賀の「食と農」の魅力発信の施策については、移住促進やワーケーション推進等の関連施策と連携して効果的に推進します。

子どもたちを対象とした学校給食等を通じた食育の推進や、農業体験等を通じた職業としての意識喚起等の施策については、教育分野と連携して効果的に推進します。

また、農業・漁業体験の推進、都市と農村の交流の推進、直売所や観光農園等の活性化、観光客等への県産農畜水産物の魅力発信の施策については、商工・観光分野の関連施策と連携して効果的に推進します。

さらに、農業と福祉の連携による共生社会づくりの施策については、医療・介護分野における農作業の普及展開や障害福祉サービス事業所の農業技術向上支援等の関連施策と連携して効果的に推進します。

(2) 視点「経済」 経済活動としての農業・水産業の競争力を高める

6次産業化や農商工連携の推進、県産農畜水産物のブランド力向上の施策については、商工・観光分野の関連施策と連携して効果的に推進します。

(3) 視点「社会」 豊かな資源を持つ農山漁村を次世代に引き継ぐ

多様な主体の連携・協働による地域資源を活用した農村地域の活性化の施策については、「やまの健康」推進等の施策と連携して効果的に推進します。

農作物に対する鳥獣被害軽減対策については、「やまの健康」推進の取組や、自然環境保全の関連施策と連携して効果的に推進します。

(4) 視点「環境」 琵琶湖を中心とする環境を守り、リスクに対応する

外来魚やカワウ等の有害生物駆除や生物多様性の保全に係る施策については、自然環境保全の関連施策と連携して効果的に推進します。

南湖の水草除去、窪地の埋め戻しによる湖底環境改善等の漁場環境の改善に関する施策については、琵琶湖の保全再生に関連する施策と連携して効果的に推進します。

地球温暖化に対応する緩和策・適応策に関する施策については、「CO₂ネットゼロ社会づくり」推進等の温暖化対策や、地域バイオマスの有効利用等の資源循環を推進する関連施策と連携して効果的に推進します。

農業用ダム・ため池等の防災減災対策、高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病対策に係る危機管理体制の充実強化等の施策については、防災・危機管理分野の諸施策と連携して効果的に推進します。

6 国・市町・関係団体等との連携による施策の推進

「目指す2030年の姿」の実現に向け、市町や国、関係団体等と連携を図り、効果的に施策を推進します。

(1) 市町や国との連携

農業者や漁業者に最も身近な市町と特に連携・協力を図りながら、農業農村振興事務所を中心にそれぞれの地域特性に応じ、協働して取組を進めます。

また、国の関係機関との日頃からの情報共有等を通じて、本県の実情を踏まえた施策の活用を図るとともに、地域における課題解決に向けて必要な政策提案を行います。

(2) 関係団体等との連携

計画の推進に当たり、農業協同組合をはじめ、農業委員会、農業共済組合、土地改良事業団体連合会、土地改良区、漁業協同組合、民間企業等との連携を図ります。

特に、農業協同組合については、「滋賀県と滋賀県農業協同組合中央会との農業振興等に関する協定書」に基づき、本県農業の持続的発展と農村の活性化を目指す連携した取組を進めます。

7 進行管理

本計画では「目指す2030年の姿」の実現に向け具体的な数値目標を掲げ、その達成状況の把握や施策の評価等を年度ごとに行い、進行状況の管理を行うとともに、その結果を公表します。